限定承認公告

本籍東京都墨田区立花三丁目一二番地、最後の住所千葉県市川市須和田二丁目二四番八号
熱田ハイツ一〇二号
被相続人　亡　熱田　留子

右被相続人は平成二十六年九月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日
千葉県市川市須和田二丁目二四番七号　熱田ハイツ二〇一号
相続財産管理人　熱田　孝彰

限定承認公告

本籍愛知県知多市にしの台四丁目五番地の一六、最後の住所愛知県知多郡阿久比町福住字高根台二の五
被相続人　亡　木村サワ子

右被相続人は平成二十六年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十一日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日
愛知県知多郡阿久比町福住字高根台二の五
限定承認者　木村　英二

限定承認公告

本籍鹿児島県霧島市溝辺町崎森三三一二番地
三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中村　恭大

右被相続人は平成二十七年一月三日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二十二日鹿児島家庭裁判所加治木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月一日
鹿児島県霧島市溝辺町崎森三三一二番地三
相続財産管理人　中村みゆき

新設分割につき通知公告

当社は、新設分割により新設する大野化学機械株式会社（住所東京都品川区南大井六丁目二〇番八号）に対して当社のエンジニアリング部門の事業に関する権利業務を承継させることにいたしましたので公告します。

平成二十七年五月一日
東京都大田区京浜島二丁目一二番一六号
大野化学機械株式会社
代表取締役　福嶋　等

任意清算公告

当法人は、平成二十七年四月二十八日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月一日
東京都豊島区池袋二丁目七二番一二号小島ビル二F　司法書士法人東京池袋事務所
清算人　向後　弘之

任意清算公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月一日
東京都板橋区宮本町一九番地
合資会社東亜
代表社員　横山　守二

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年六月一日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年五月一日
名古屋市中村区名駅四丁目九番八号
豊田通商株式会社
代表取締役　加留部　淳

相馬港天然ガス発電所（仮称）に係る対象事業の引継ぎに関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
石油資源開発株式会社
代表取締役　渡辺　修
東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号

二、第一種事業の名称、種類及び規模
相馬港天然ガス発電所（仮称）
ＬＮＧ火力発電事業
出力　約一二〇万キロワット

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、平成二十七年四月二十三日をもって対象事業の実施を福島ガス発電株式会社へ引き継ぎましたので、法第三条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
福島ガス発電株式会社
代表取締役　石井　正一
東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号

平成二十七年五月一日
東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
石油資源開発株式会社
代表取締役　渡辺　修

特定資本金の額の減少公告

当社は、特定資本金の額を金一億百十万円減少することにいたしました。なお、減少額の全額を損失のてん補に充当いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十七年三月十八日付官報の号外第五十八号五十九頁に掲載されています。

平成二十七年五月一日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
堺プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

信用事業の一部の譲受け公告

当組合は、平成二十七年四月三十日開催の理事会において、行政庁の認可を条件に、平成二十七年八月十五日をもって島根県信用農業協同組合連合会（主たる事務所　島根県松江市殿町一九番地一）から信用事業の一部（融資部融資第一グループ、業務部貯金第一グループ及び資金証券部窓販第一グループの業務）を譲り受けることを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、当組合の主たる事務所に備え置いております。

また、当組合は農業協同組合法第五十条の三第一項の規定に基づき、信用事業の一部の譲受けにつき総代会の議決を経ず、理事会において決議しておりますので、この決議に反対の組合員（准組合員を除く。）は、本公告掲載の翌日から二週間以内に書面をもってその旨をお申し出下さい。

平成二十七年五月一日
島根県松江市殿町一九番地一
島根県農業協同組合
代表理事組合長　萬代　宣雄

信用事業の一部の譲渡公告

当会は、平成二十七年四月二十四日開催の臨時総会において、行政庁の認可を条件に、平成二十七年八月十五日をもって島根県農業協同組合（主たる事務所　島根県松江市殿町一九番地一）に対し、信用事業の一部（融資部融資第一グループ、業務部貯金第一グループ及び資金証券部窓販第一グループの業務）を譲渡することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、当会の主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年五月一日
島根県松江市殿町一九番地一
島根県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長　高橋　悟

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　五月一日付第一〇一号六四　ページ●同日付政府調達第八二号一〇四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）